



活動している人に聞いてみました

市民が市民にパソコンを教えるICTアドバイザー

まえばしパソコン学び塾代表
宮本 吉郎さん（龍蔵寺町）

市の研修を受けたメンバーと一緒に、パソコン教室などを開催しています。行政だけでは手が届かないような地域の隅々までカバーし、多くの人にパソコンが使える喜びを味わってもらいたいですね。市民の中には、みんなの役に立ちたいと思っている人たちがたくさんいますが、機会やきっかけが少なく諦めてしまう人もいます。まえばし市民提案型パートナーシップ事業は、そんな人たちが活動しやすくなるよい機会だと思います。どんな活動も継続していくことは決して簡単ではありませんが、行政と一緒に協力しながら活動できれば心強いと思いますよ。地域の役に立ちたいという人も増えてくるのではないかと、わたしも今後の展開に期待しています。

まえばし市民提案型パートナーシップ事業の流れ

事業フローチャート		1年目
提案募集期間・情報交換会受付		10月
提案団体と担当課との協議		11月～12月中旬
1次審査（書類審査）		12月下旬
2次審査（公開プレゼンテーション）		1月下旬
採択事業の内定		2月
担当課との協議		2月～3月
協定書の締結		3月下旬
		2年目
協働事業開始		4月から
事業報告・相互評価		3月末



まえばし市民提案型パートナーシップ事業スタート

市と一緒に取り組もう 協働事業



10月から市民と行政が一つになって地域課題に取り組む「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」の募集が始まります。一人一人が主役であるという気持ちを持って、お互いに知恵を絞って課題解決に向けて進んでいきましょう。

問い合わせは **いきいき生活課 ☎898-6510**

協働とは

近年、少子高齢化や環境問題など、行政や市民が単独では解決が難しい問題が増えています。この課題解決に向けて、お互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に取り組むことを「協働」といいます。

全国の協働の動き

NPOやボランティアなどと行政が一緒になって活動する動きが、全国で活発になっています。東日本大震災の被災地では行政の手が届かないところへの復興支援が協働で行われているところも。また、本でもICTアドバイザーや、観光ボランティアなど、既に協働への動きが始まっています。

一人一人が主役です

本市の市民は、昔から自分たちの力で未来を切り開いてきました。江戸時代には領民の力で前橋城を再築し、街の復興を図りました。また、明治時代には市民主体の運動で県庁の誘致を成功させたなど、現在の市の繁栄の礎を築いています。

わたしたちには、こうした「市民の力」が脈々と受け継がれています。未来の前橋市民のために何かをしたいという皆さんの熱い思いを、今こそ、行政と一緒に実現していきましょう。

事業の企画提案を募集

市との協働で地域課題に取り組むための企画提案を募集します。市の支出金は1事業当たり上限40万円。選考は、1次審査（書類審査）と2次審査（公開プレゼンテーション）を行います。詳しくは市役所いきいき生活課や各市民サービスセンター、市民活動支援センターなどにある募集要項をご覧ください。また、本市ホームページにも掲載しています。

詳しくは市役所いきいき生活課や各市民

サービスセンター、市民活動支援センターなどにある募集要項をご覧ください。また、本市ホームページにも掲載しています。募集テーマ（規定）プロスポーツ・ホームタウン支援、赤城山観光の促進、まちなかの活性化、文化財の活用など市が決めた約10テーマ（自由）環境美化や子育て支援など、市民が課題と考えるテーマ。対象は10人以上の団体で、市内に主たる事務所か活動拠点が、1年以上公益活動の実績があるなど。申し込みは10月3日（月）～31日（月）（必着）に市役所いきいき生活課へ郵送か直接

説明会

日時 10月3日（月）午後6時30分～7時30分
会場 前橋プラザ元氣21

申し込み 9月29日（木）までに、氏名・電話番号を記入し、いきいき生活課へファクス（221-20013）かEメール（sekaiu@citymaebashi.gunma.jp）へ

情報交換会

より良い企画提案のために、本市の施策や現状などについて、市の関係部署と個別の情報交換会を行います。希望する情報を所管する部署がわからない場合は、いきいき生活課に相談してください。日時 10月3日（月）～31日（月）の希望日時 対象 提案を検討している団体 申し込み 希望日の5日前までに所定の用紙に記入し、市役所いきいき生活課へ直接

職場体験で社会を学びます



一生懸命頑張る宮城中の生徒

本市では、市立中学校の2年生が職場体験活動を行う「まえばしキャリア・スタート・ウィーク」を行っています。これは、体験を通じて人間関係を深めながら、働くことの素晴らしさや喜び、厳しさなどを生徒に実感してもらうというものです。

2学期は多くの学校が職場体験活動を行います。活動中の生徒を見掛けたら応援をお願いします。

受け入れ事業所を募集

職場体験活動に協力していただける事業所を募集しています。時間は原則として、午前8時30分から午後4時まで。期間は事前の打ち合わせを含めて5日間です。詳しくは本ホームページをご覧ください。申し込みは学校教育課へ

問い合わせは
学校教育課 ☎898-5892

消費者の豆知識

中古車購入時の解約料

事例 3日前、中古車販売店で自動車を購入しました。追加のオプションはなく、支払いは納車時に現金一括払い、納車は3週間後の予定でした。今日になって別の車が欲しくなり、販売店に解約の連絡をしたところ、解約料として10万円請求されました。契約書にも解約料について記載されていたのですが、クーリングオフはできないでしょうか。

回答 自動車はクーリングオフ制度の対象外です。しかし、場合によっては解約金が発生しないことも。今回の場合、登録手続きや車両引き渡しが行われていないことから契約成立前と考えられます。従って、解約料を支払う必要はありません。ただし、販売店が車庫証明取得などの手続きを行っている場合、その費用を負担する必要があります。

自動車は高額な買い物です。車両本体の価格だけでなく、各種手続きや税金などの諸費用も掛かります。事前に見積書や車両の整備状況を十分に確認し申し込んでください。

問い合わせは
消費生活センター ☎2300-1755